

JALグループ、国際線「燃油特別付加運賃」の改定を申請

2007年3月19日

第 06149号

JALグループはこの度、「燃油サーチャージ」(正式名称「燃油特別付加運賃」)の改定(値下げ)を行うことを決定し、本日、国土交通省に申請いたしました。

「燃油サーチャージ」は、一定期間通して燃油価格が所定の額を下回った場合には運賃額を引き下げることとしておりますが、この度、引き下げ条件を満たしたことから、下記のとおり、値下げを行うことといたしました。

今回引き下げ条件を満たしたものの、燃油価格の高騰状態は長期にわたって続いております。弊社では、引き続きコスト削減に努めてまいります。今後もお客さまに一部をご負担いただくことにつき、ご理解をお願い申し上げます。

【「燃油特別付加運賃」改定の概要】

運賃額：(日本発の場合。額は一区間片道当り)

	4月適用額	5月改定後
韓国	1,700円	1,400円
中国	4,100円	3,600円
香港	5,200円	4,600円
フィリピン・台湾・グアム・ベトナム	5,200円	4,600円
タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド・ハワイ	8,700円	7,700円
北米・欧州・中東・オセアニア	12,000円	11,000円
ブラジル	15,500円	14,500円

適用開始： 2007年5月1日発券分から

改定条件： 毎月10日時点で発表されているシンガポールケロシン市況価格を確認

- ① 直近30営業日連続で1バレル当たり70ドルを下回った場合には本運賃を切り下げます。
- ② 直近30営業日連続で1バレル当たり45ドルを下回った場合には本運賃を廃止します。

*適用条件

- ① 大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客さまにも同額をご負担いただきます。
- ② 航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料・払戻手数料は適用されません。
- ③ 関係国政府認可条件により、額が変更となる場合があります。

以上